

監査報告書

令和3年 5月 21日

学校法人宮崎学園

理事長 山下 恵子 殿

評議員会議長 殿

学校法人 宮 崎 学 園

監事 矢野秀男 

監事 小玉沼美 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人宮崎学園寄附行為第14条並びに宮崎学園監事監査規程等に基づき、学校法人宮崎学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を行いました。以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席するほか、理事からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各事業所において事業及び財産の状況を監査しました。

また、宮崎学園の監査を行った会計監査人から監査状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、計算書類等（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）の検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人宮崎学園の業務又は財産の状況もしくは理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、学校法人宮崎学園の財産状況を適正に表示しているものと認めます。

以上